

建設業許可に係る営業所専任技術者要件の緩和について

令和5年5月12日、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）が公布され、建設業許可に係る営業所専任技術者の要件が下記のとおり緩和されます。

記

1 改正の内容

現在、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イの規定により、大学の指定学科（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第1条の表に掲げる学科）卒業後3年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされていますが、次に該当する者も要件を満たすこととなります。

- (1) 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者
で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有する者
- (2) 以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者
で、高校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有する者

○検定種目及び対応する指定学科

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

なお、本要件緩和により別表のとおり有資格コード一覧が改正されます。

（7※、7〇、8※及び8〇が要件緩和により追加となります。）

2 留意点

- (1) 本要件緩和は、指定建設業（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）及び電気通信工事業においては適用されません。
- (2) 特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も、指定建設業を除き、同様の扱いとなります。

3 施行期日

令和5年7月1日施行（同日以後の許可申請等から適用）